

新たなごみ処理施設等整備基本計画
(概要説明用)

埼玉中部環境保全組合

1 整備基本計画の目的及び位置づけ

(1) 計画の目的

- ① 埼玉中部環境保全組合（以下、「本組合」という。）は、令和3年9月16日に、鴻巣市、北本市、吉見町（以下、「構成市町」という。）が締結した「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」を受け、令和4年度から新たなごみ処理施設等の建設に係る事務に着手している。
- ② 本組合が所有するごみ処理施設「埼玉中部環境センター（以下、「現施設」という。）」は供用開始から約41年が経過しており、老朽化による処理能力の低下や維持管理コストの増加が懸念されることから、厳しい財政事情を踏まえた効率的なシステムの構築を念頭に、循環型社会の形成に寄与する新施設の整備が急務となっている。
- ③ 新たなごみ処理施設等整備基本計画（以下、「本計画」という。）は、整備構想を参考に新たなごみ処理施設等建設検討委員会（以下、「建設検討委員会」という。）での調査研究及び検討を踏まえ、地域の状況や法規制等を十分に把握し、最新の技術動向を考慮したうえで、新施設整備事業（以下、「本事業」という）に関する全体計画や設備計画に関連する基本的方針をとりまとめるものである。なお、本事業の範囲に現施設の解体工事は含まれていない。

(2) 計画の位置づけ

国、県、構成市町の上位・関連計画及び整備構想との整合を図った計画とする。また、新たなごみ処理施設等整備事業に係る要求水準書¹・発注仕様書²作成等の基礎資料となる。

(3) 基本理念・基本方針

【基本理念】

**地球に優しい「循環型社会」、「脱炭素社会」を目指し、
市民町民に親しまれる施設づくりを進めます**

【基本方針】

- 方針1 周辺環境に配慮し、安全・安心で安定した施設
- 方針2 限りある資源やエネルギーの有効活用を図り、地球に優しい施設
- 方針3 災害に対して強く、地域の拠点となる施設
- 方針4 経済性と効率性を勘案した施設
- 方針5 環境学習の場として、市民町民に開かれた施設

(4) 計画策定に係る検討経緯

本計画の策定にあたっては、建設検討委員会を設置し、本計画策定に向けての調査研究及び検討を行った。（表 1 参照）

また、令和 6 年 11 月から同年 12 月に実施したパブリック・コメントを踏まえた計画としている。

なお、民間事業者の参入意向、各種事業条件に対する意見、概算事業費及び技術的事項等の内容を調査するため、令和 5 年 9 月から同年 10 月に実施した「メーカーアンケート」、令和 6 年 3 月から同年 5 月に実施したメーカーへの「市場調査」の結果も参考としている。

表 1 建設検討委員会の主な審議議題

回	議題	開催年月日
第 1 回	○諮問 ・委員会の協議事項及びスケジュール ・基本理念及び基本方針	令和 5 年 7 月 6 日
第 2 回	・計画ごみ処理量・計画ごみ質 ・施設規模(1/2) ・処理方式(1/3) ・環境保全基準	令和 5 年 8 月 22 日
第 3 回	・処理方式(2/3) ・補助的な処理施設の整備方針(1/2) ・その他処理施設の整備方針(1/2) ・災害対応(1/2)	令和 5 年 11 月 7 日
第 4 回	・処理方式(3/3) ・補助的な処理施設の整備方針(2/2) ・その他処理施設の整備方針(2/2)	令和 5 年 12 月 22 日
第 5 回	・施設規模(2/2) ・エネルギー利用(1/2) ・施設配置(1/2) ・事業方式(1/3)	令和 6 年 1 月 26 日
第 6 回	・施設配置(2/2) ○中間答申協議	令和 6 年 3 月 27 日
第 7 回	○先進地視察	令和 6 年 4 月 19 日
第 8 回	・災害対応(2/2) ・環境学習・啓発	令和 6 年 5 月 9 日
第 9 回	・エネルギー利用(2/2) ・事業方式(2/3)	令和 6 年 7 月 11 日
第 10 回	・事業方式(3/3) ・概算事業費、事業スケジュール	令和 6 年 8 月 21 日
第 11 回	○答申協議 ・基本計画(素案)	令和 6 年 11 月 8 日
第 12 回	◎答申協議 ・基本計画(案) ☆答申	令和 7 年 1 月 16 日

2 基本条件

(1) 建設予定地状況

- ① 建設予定地の位置は図 1 に示すとおり、鴻巣市郷地安養寺地内で、敷地面積は約 5.8ha となる。現在農地として利用されているため、農業振興地域整備計画変更手続き³及び都市計画決定手続き⁴を行う必要がある。
- ② 地盤状況については、建設予定地で過去に実施した地質調査結果より、建物を支持する地盤が確認されている。また、液状化⁵の可能性は低いとされている。



図 1 建設予定地周辺の状況

(2) 搬入車両台数

建設予定地に入出入りする搬入車両の台数は、約 250 台/日を想定している。

(3) 整備対象施設

現施設にある可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設以外の施設についても、整備対象施設を検討した。なお、鴻巣市吹上地域のごみも処理するものとする。

① 可燃ごみ処理施設以外の処理施設

新しく制定されたプラスチック資源循環法⁶（令和 4 年 4 月施行）を踏まえ、現在再資源化を行っている容器包装プラスチックに加え、プラスチック使用製品の再資源化にも対応等を行うこととし、本事業では可燃ごみ処理施設以外の施設として、粗大・不燃ごみ処理施設、プラスチック類資源化施設、ストックヤードの 3 施設を整備する方針とした。

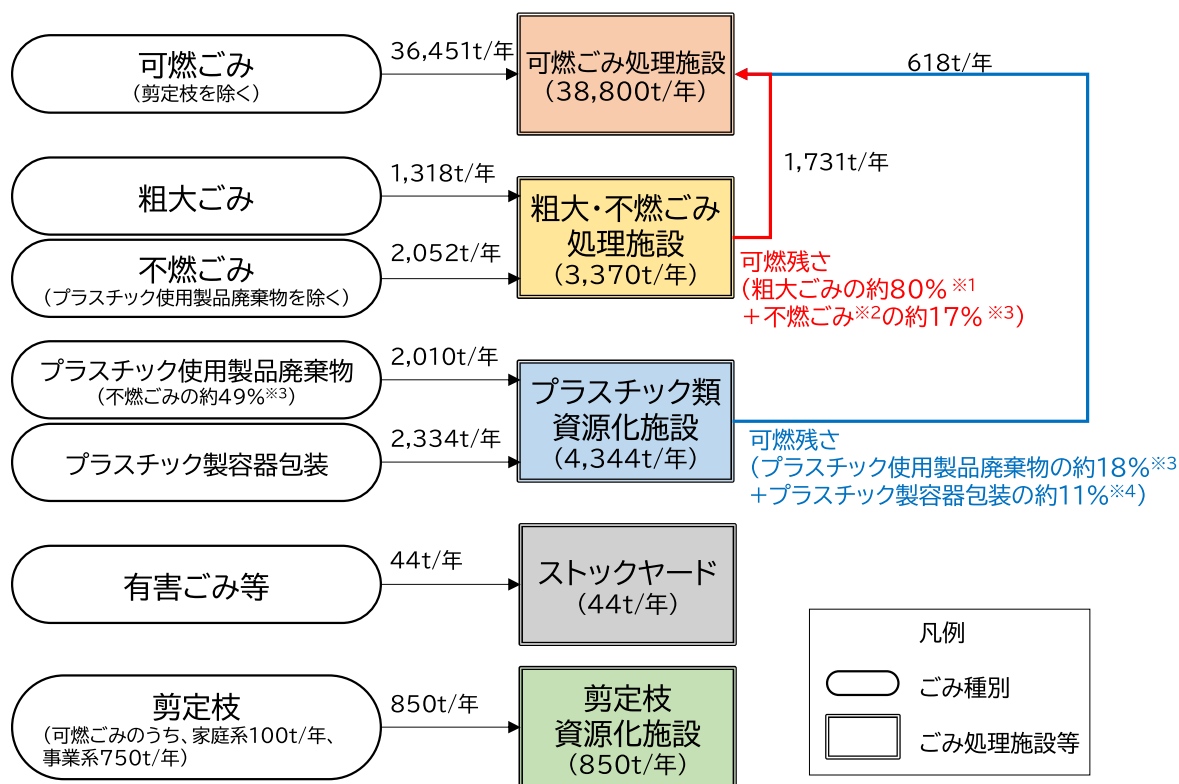
② 可燃ごみの補助的な処理施設

資源循環を推進する国の動向を踏まえ、可燃ごみの更なる資源化・燃料化及び可燃ごみ処理施設の施設規模縮減を目的として、「剪定枝の堆肥化・チップ化施設（以下、「剪定枝資源化施設」という。）」を整備する方針とした。

3 計画ごみ処理量及び施設規模

(1) 計画ごみ処理量

計画目標年度（令和 14 年度）における計画ごみ処理量を図 2 に示す。当初、ごみ排出量実績に基づいた推計値を用いて施設規模を検討していたが、基本方針 4「経済性と効率性を勘案した施設」を考慮し、構成市町の一般廃棄物処理基本計画に示される目標値等を採用した。そのため、引き続きごみの減量化を推進する必要がある。



- ※1: 現施設の実績値平均(平成 26 年度から令和 4 年度)より
- ※2: プラスチック使用製品廃棄物含む
- ※3: 構成市町の不燃ごみ組成調査(令和 5 年度)より
- ※4: 構成市町のサーマルリサイクル実績値(令和 4 年度)より

図 2 計画目標年度(令和 14 年度)における計画ごみ処理量

(2) 施設規模

各施設の年間必要処理量及び施設規模を表 2 に示す。可燃ごみ処理施設については、災害廃棄物⁷処理量として令和 14 年度の計画ごみ処理量（38,800t/年）の 10%（3,880 t/年）を加算する。

表 2 各施設の年間必要処理量及び施設規模

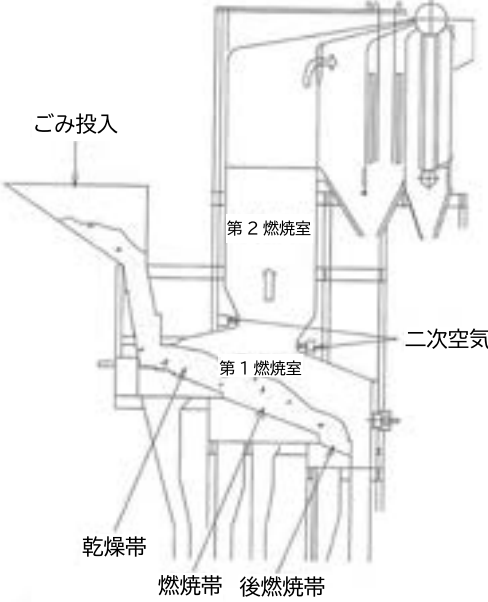
施設名	年間必要処理量	施設規模
可燃ごみ処理施設	42,680t/年	14.7t/日
粗大・不燃ごみ処理施設	3,370t/年	16.5t/日
プラスチック類資源化施設	4,344t/年	20.8t/日
ストックヤード	44t/年	700m ²
剪定枝資源化施設	850t/年	4.1t/日

4 処理方式及び炉数構成

(1) 処理方式

- ① 可燃ごみ処理施設の処理方式は、基本方針に沿った「周辺環境への配慮」、「安全・安心」、「資源・エネルギーの有効活用」、「災害対応」、「経済性」の観点から評価（点数化）を行った結果、最も点数が高かったのは「焼却（ストーカ式（表3参照））」であった。
- ② プラントメーカーに対してのアンケートにおいても、全社から「焼却（ストーカ式）」が最も適切であるとの回答があった。このことから、発注時において焼却（ストーカ式）以外の提案がされることは考えづらく、競争の原理も十分に働くと考えられるため、処理方式を1方式に絞り込むこととした。
- ③ 本組合の可燃ごみ処理施設（新施設）の処理方式は、「焼却（ストーカ式）」を選定した。以降、可燃ごみ処理施設をエネルギー回収型廃棄物処理施設という。

表 3 処理方式の概要(ストーカ式焼却炉)

<p>概略図</p>	 <p>出典:ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版 (公益社団法人 全国都市清掃会議)</p>
<p>概要</p>	<p>ストーカ炉は床面(火格子)を揺動⁸させてごみを移送・攪拌しながら燃焼させる方式で炉下部から燃焼用空気を供給し火格子上で乾燥→燃焼→後燃焼の過程を経て燃焼させ、灰は後燃焼し炉底部より排出される。ごみ処理における長年の実績があり、技術の熟度は高い。他の方式と比較すると、燃焼温度が比較的低く、燃焼時間が短いため圧力変動が小さく安定性が高い。一方で、空気比が高く排ガス量が多いなどの欠点があったが、排ガス再循環や水冷(空冷)火格子など新技術の導入により改善している。燃焼が安定しているためプラスチック分別によるごみ質低下の影響は比較的小さい。炉の構造により、揺動式ストーカ炉や回転式ストーカ炉、^{ようどうしき} 揺動式ストーカ炉や回転式ストーカ炉、^{ようどうしき} 揺動式ストーカ炉や回転式ストーカ炉等、多数の種類がある。</p>

(2) 炉数構成

炉数構成も処理方式と同様に評価を行い、「2炉構成」とした。

5 環境保全計画

(1) 環境保全目標

- ① ごみ処理施設は、公害に関する各種関係法令（大気汚染防止法、ダイオキシン類⁹対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、悪臭防止法等）や、関係条例により、環境に対する法令等基準値が定められている。
- ② 排ガスについては法令基準値よりも厳しい自主基準値を設定した。それ以外の項目については、法令基準値を遵守し、周辺環境の保全に取り組むものとする。

(2) 排ガスに係る自主基準値

排ガスに係る自主基準値は表 4 の赤枠箇所のとおり、法令等基準値の遵守を前提とし、埼玉県内の同規模施設の自主基準値を参考に、技術的に達成可能な基準値とした。

表 4 新施設及び現施設の自主基準値(排ガス)

項目	法令等基準値	新施設	現施設
施設規模(t/日)	—	147	240
処理方式	—	ストーカ式焼却	ストーカ式焼却
稼働開始年度	—	令和14年度予定	昭和59年度
ばいじん(g/m ³ N)	0.04	0.01	0.03
硫黄酸化物(ppm) (K値 ¹⁰)	K値規制以下	20 (17.5)	50 (17.5)
窒素酸化物(ppm)	180	50	150
塩化水素(ppm)	123	20	50
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	H12.1.14以前の施設:1 H12.1.15以降の施設:0.1	0.01	0.5 ^{*1}
水銀(μg/m ³ N)	H30.3.31以前の施設:50 H30.4.1以降の施設:30	30	50 ^{*2}
一酸化炭素(CO) (1時間平均) (ppm)	100	100	100

※1:排ガス中のダイオキシン類は、平成12年1月15日のダイオキシン類対策特別措置法改正に伴い規制された。焼却能力4t/h以上の施設について、平成12年1月14日時点で既設の施設においては法令基準値1ng-TEQ/m³N、平成12年1月15日以降に竣工の施設においては法令基準値0.1ng-TEQ/m³Nと設定された。

※2:排ガス中の水銀は、平成30年4月1日の大気汚染防止法改正に伴い規制された。平成30年4月1日時点で既設の施設においては法令基準値50μg/m³N、平成30年4月1日以降に竣工の施設においては法令基準値30μg/m³Nと設定された。

(3) 脱炭素への貢献

- ① 本計画の基本理念では、構成市町のゼロカーボンシティ宣言を鑑み、「脱炭素社会」を目指すことを掲げていることから、本計画における成果を確認するために、二酸化炭素排出量の試算を行った。
- ② 算定範囲は収集運搬から生成物の搬出までとした。また、不燃ごみ中のプラスチック類は、現在は民間委託によりサーマルリサイクル¹¹を行っているが、新施設では主にマテリアルリサイクル¹²等を行うこととなるため、不燃ごみ中のプラスチック類についても算定範囲に含めることとした。なお、脱炭素の観点から考えた場合、可燃ごみの大半を占める厨芥類、紙類、木くず等の焼却によって排出された二酸化炭素はカーボンニュートラル¹³として扱われるため、算定には含まれない。
- ③ 図 3 に示す試算結果では、電気供給による削減や、不燃ごみ中のプラスチック類をプラスチック類資源化施設でマテリアルリサイクル等につなげることによる削減により、新施設（2032年度稼働予定）の二酸化炭素排出量は、現施設（2018年度から2022年度の平均）と比較して約55%の削減になると想定された。



図 3 【参考】二酸化炭素排出量の試算結果（全体）

6 災害対応計画

(1) 地震災害

- ① 鴻巣市の地震ハザードマップでは、建設予定地周辺は危険度5（全壊する建物の割合：5%以上）とされているが、液状化マップ等においては液状化の可能性は「低い」とされている。
- ② 新施設の耐震安全性の目標は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準¹⁴（平成25年3月、国土交通省）」に基づき、各処理施設等で想定する役割・機能を踏まえ、災害活動に必要な施設や指定避難所と同等の目標を設定した（一部施設を除く）。

(2) 水害(浸水)

- ① 建設予定地において、内水¹⁵による浸水想定はないものの、元荒川、野通川、及び星川の氾濫における想定最大規模の浸水深は最大約1.1mと想定されている。このことから内水による浸水深は、現況地盤から約1.2mと想定する。
- ② 建設予定地における荒川や利根川の河川の氾濫により想定される浸水深は、表5のとおりである。

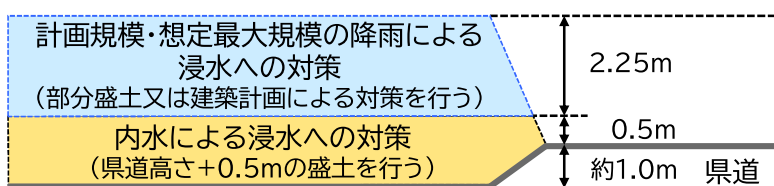
表 5 建設予定地の想定浸水深

水害規模	破堤点	想定浸水深
計画規模 ¹⁶ (200年に1回程度の降雨規模)	荒川左岸 65.2k 地点*	約 2.5 m~3.2m (荒川流域での3日間の 総雨量 516mm)
想定最大規模 ¹⁷ (1,000年に1回程度の降雨規模)	荒川左岸 65.2k 地点*	約 3.4 m~3.75m (荒川流域での3日間の 総雨量 632mm)

※各水害規模の降雨により洪水が発生する場合の荒川水系荒川及び入間川流域における破堤点のうち、建設予定地が最大浸水深となるような破堤点

出典：地点浸水シミュレーション検索システム(国土交通省)より作成

- ③ 内水による浸水（約1.2m）への対策は、図4のとおり建設予定地全域を対象に盛土による嵩上げを行い、対策する高さは県道高さ（約1.0m）+0.5mとする
- ④ 計画規模・想定最大規模の降雨（最大約3.75m）による浸水への対策は、ランプウェイの設置等の建築計画により施設に浸水対策を行うことを基本とする。



建設予定地

図 4 浸水対策の高さのイメージ図

7 環境学習・啓発計画

ごみ処理施設は、各施設の環境学習・啓発機能によりごみの分別やリサイクル等の環境問題について学ぶことができる場である。環境学習・啓発機能の導入方針として、施設見学機能（エネルギー回収型廃棄物処理施設、粗大・不燃ごみ処理施設、プラスチック類資源化施設）、展示物による啓発機能、リユース機能¹⁸、緑地その他の機能について導入するとし、詳細は事業者提案等によるものとする。

8 施設概要及び施設配置

施設概要を示した施設配置想定図を図 5 に示す。施設配置については今後事業者の提案によって決定する。

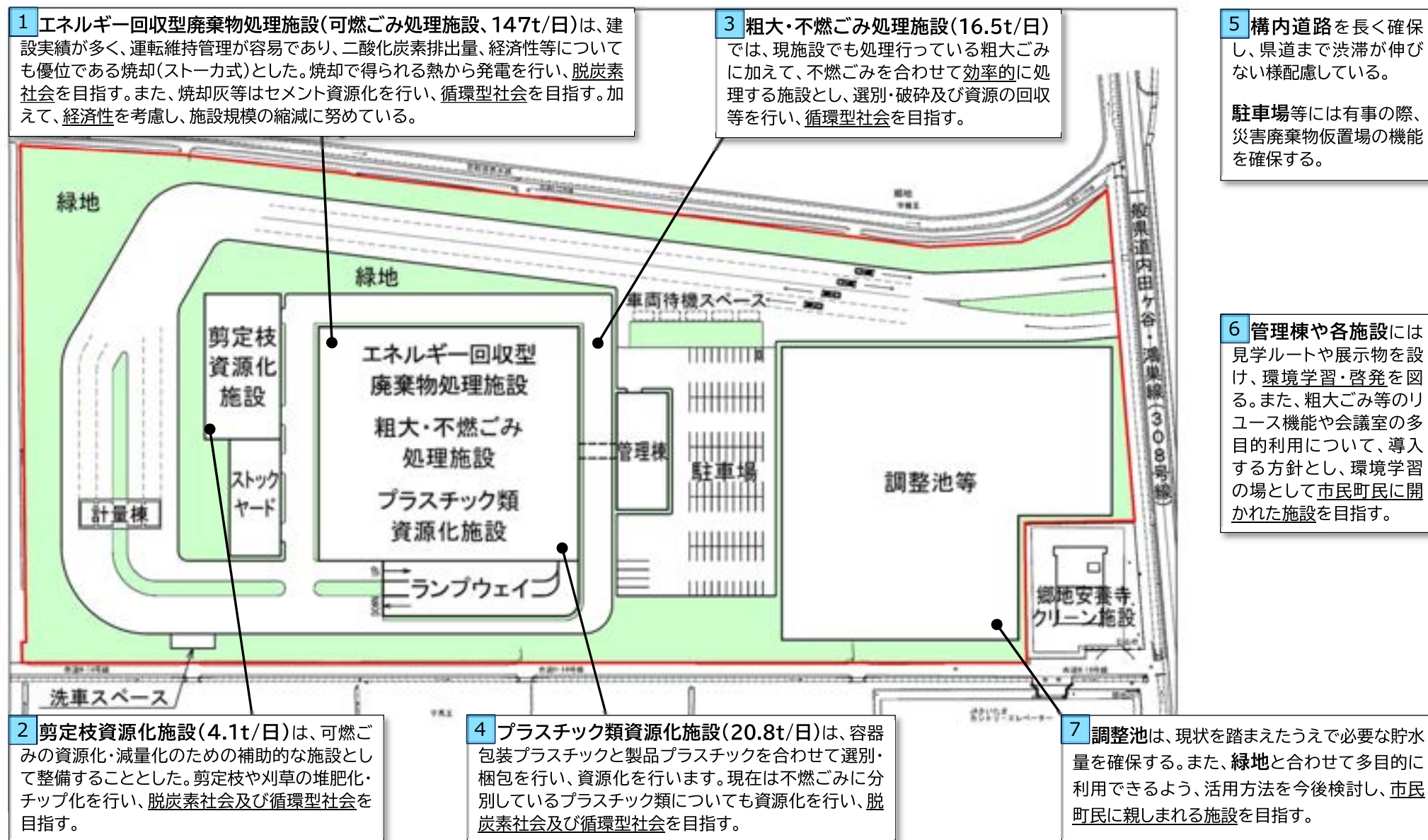


図 5 施設配置想定図

9 事業方式

- ① ごみ処理施設整備・運営事業は、施設の整備及び運営を公共で実施する「公設公営方式（DB方式）」が主流だったが、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律¹⁹」が制定され、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用した官民連携によるサービスの提供を行う、公設民営方式等による事業方式を採用する自治体が増えつつある。事業方式の概要を表6に示す。

表6 事業方式の概要

事業方式の区分		概要
公設公営方式	DB方式 (Design-Build)	公共が資金調達、施設の設計・建設に関する請負契約手続きを行い、民間が施設の設計・建設を行う方式。施設は、公共が所有する。
公設民営方式	DBO方式 (Design-Build Operate)	公共が資金調達、施設の設計・建設・運営に関する事業契約手続きを行い、民間が施設の設計・建設、維持管理・運営を一括して行う方式。施設は、公共が所有する。

- ② 運営期間20年間における施設整備費の返済費及び運営費等を想定して事業方式の検討を行い、評価の高かった「DBO方式」を新施設の事業方式に選定した。整備期間は、市場調査より4.5年間程度とする提案があったことから、今後の検討事項とする。

10 財源計画

- ① 造成工事費を含む概算施設整備費は約463億円となった（表7参照）。この時の概算施設整備費に係る財源計画は、交付金²⁰が約118億円、地方債²¹が約286億円（内、交付税措置²²121億円）、一般財源²³が約59億円となる（表8参照）。
- ② 概算運営・維持管理費は、概算施設整備費の約463億円とは別に、年間当たり約12億円（DBO方式、税込）を見込んでいる。

表7 概算施設整備費

項目	概算施設整備費(税込)	備考
概算施設整備費 ^{※1}	約 422 億円	市場調査結果は約320～約550億円
エネルギー回収型廃棄物処理施設	約 303 億円	
マテリアルリサイクル推進施設等 ^{※2}	約 119 億円	
概算造成工事費 ^{※3}	約 41 億円	
合計	約 463 億円	概算運営・維持管理費除く

※1:事業者選定までの業務委託費や用地費、周辺道水路の整備等は含まれない。

※2:マテリアルリサイクル推進施設等は、粗大・不燃ごみ処理施設、プラスチック類資源化施設、剪定枝資源化施設、ストックヤード、その他費用（構内道路、調整池などの費用）を示す。

※3:内水対策の盛土（県道高さ+0.5m）について、コンサルタント調べにより概算事業費を想定した。今後地盤技術解析²⁴を行い、最適な工法等を検討する。

表8 概算施設整備費に係る財源計画

項目	概算施設整備費(税込)
交付金	約 118 億円
地方債	約 286 億円 (内、交付税措置約 121 億円)
一般財源	約 59 億円
合計	約 463 億円

11 事業スケジュール

令和 14 年度の新施設稼働を予定しており、新施設稼働までの事業スケジュールを表 9 に示す。

表 9 事業スケジュール

項目	年度										
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	
施設整備基本計画 (PFI 等調査を含む)	●————●										
生活環境影響調査 ²⁵	●————●										
農業振興地域整備計画 変更手続き		●————●									
都市計画決定手続き		●————●									
用地買収			●————●								
事業者選定			●————●								
造成工事				●———●		●———●					
建設工事						●———●		●———●		●	

12 本組合の沿革

本組合は構成市町によるごみの中間処理を行う一部事務組合であり、設立から 47 年となる。表 10 に沿革を示す。

表 10 本組合の沿革

年月		内容
昭和52年	2月	埼玉中部環境保全組合として設立 構成市町 鴻巣市、北本市、吉見町可燃ごみ処理施設事業計画策定
昭和59年	3月	可燃ごみ処理施設(240t/日全連続燃焼式機械炉)建設工事の工事竣工、運転管理を委託し運転開始
	9月	粗大ごみ処理施設(45t/5h 併用施設)建設工事の工事竣工 同施設運転開始
平成 7年	3月	川里村がごみ処理事務に加入
平成 9年	10月	廃棄物処理施設排ガス高度処理施設整備事業計画書を県に提出
平成12年	1月	リサイクルプラザ建設基本構想策定
	3月	廃棄物処理施設排ガス高度処理施設整備事業の工事竣工
平成13年	5月	川里村が町制施行
平成15年	3月	リサイクルプラザ実施基本計画書策定
平成17年	10月	鴻巣市、吹上町、川里町が合併、「新・鴻巣市」誕生
平成19年	7月	施設整備検討委員会を設置
平成21年	2月	施設整備検討委員会提言書を管理者に提出
平成23年	1月	新施設建設検討委員会を設置(平成 24 年 10 月協議打ち切り)
平成25年	2月	新施設建設は埼玉中部環境保全組合以外の枠組で検討することとなる
令和 3年	9月	鴻巣市、北本市、吉見町が新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書を締結
令和 4年	4月	建設推進課を設置し、新たなごみ処理施設の整備に関する事務を開始
	8月	新たなごみ処理施設等建設検討委員会(第 1 期(令和 4 年度))を設置
令和 5年	1月	新たなごみ処理施設等建設検討委員会(第 1 期)から答申
	2月	答申を受け、建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定
	6月	新たなごみ処理施設等整備構想の策定
	7月	新たなごみ処理施設等建設検討委員会(第 2 期(令和5~6年度))を設置
令和 7年	1月	新たなごみ処理施設等建設検討委員会(第 2 期)から答申
	2月	答申を受け、本計画を策定(予定)

用語集

本資料で用いる用語の意味は以下のとおりとする。

用語		内容
1	要求水準書	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」に基づいた PFI 事業の発注に際し、入札参加者に対して公共施設等の管理者等の意図を示すための重要な書類であり、施設の設計や運営の要件などについてまとめたものをいう。
2	発注仕様書	入札などの際に契約内容や契約条件をまとめた書類をいう。
3	農業振興地域整備計画変更手続き	農地として利用されている建設予定地について、農用地からの除外するための手続きをいう。
4	都市計画決定手続き	ごみ処理施設の敷地として都市計画決定を行うための手続きをいう。
5	液状化	地震の際に地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象であり、砂と水が上部にあふれ、建物の沈下や地割れなどを引き起こす。
6	プラスチック資源循環法	プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化及びプラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化等を促進する法律をいう。
7	災害廃棄物	自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対応するため、市区町村がその処理を実施するものをいう。
8	摺動	機械の装置を滑らせながら動かすこと。
9	ダイオキシン類	炭素と塩素を含んだ物質が約 250℃～400℃で不完全燃焼した場合や、ばいじんを含む排ガスが 300℃～500℃の範囲で徐々に冷やされた場合に再合成されることにより発生する有機塩素化合物のこと。
10	K 値	大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物の排出規制における規制式に用いられる値をいう。地域ごとに定められている K 値と、施設の煙突高さなどから排出基準を算出する。
11	サーマルリサイクル	廃棄物を焼却した時のエネルギーを再利用する方法のこと。
12	マテリアルリサイクル	廃棄物を原材料に戻し、再び製品の原料として再利用する環境負荷の低いリサイクル方法をいう。
13	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を実質的にゼロにする概念をいう。
14	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	地震災害、津波災害及びそれらの二次災害に対する安全性に関する基本的事項を定めるとともに、保全に関する事項について定め、地震及び津波による災害時に官庁施設として必要な機能の確保を図ることを目的に策定された基準をいう。

用語		内容
15	内水	一時的な大量の降水により、道路側溝、雨水管等へ排水できず、地表に溜まった水をいう。
16	計画規模	現時点の河道、ダム、洪水調整施設の整備状況等を勘案し、洪水防御に関する計画の基本となる年超過率(荒川では 1/200)となる降雨をいう。
17	想定最大規模	その地域で想定される最大規模(年超過率 1/1000)の降雨をいう。
18	リユース機能	持ち込まれた粗大ごみ等をくりかえし使うために、そのままの状態の販売等を行う機能をいう。
19	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	国、地方公共団体等が行ってきた公共施設等の企画、建設、維持管理、運営を民間に委ねる方式を導入するPFIについて定める日本の法律をいう。
20	交付金	ここでいう交付金は、「循環型社会形成推進交付金」のことであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 に規定する基本方針に沿って、市町村等が作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、交付要綱に従い国が交付する交付金をいう。
21	地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。公共施設の建設事業や災害復旧事業など、費用負担の平準化や世代間の公平性確保が必要な投資的経費等に利用される。
22	交付税措置	地方債の返済にあたり、元利償還金の一部を国から地方交付税として交付されることをいう。
23	一般財源	用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源をいう。ここでは、事業費から交付金及び地方債を差し引いた費用負担を指す。
24	地盤技術解析	地盤の特性や挙動を数学的に分析し、建築物や構造物の設計・施工に役立てる方法をいう。
25	生活環境影響調査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみ処理施設などの整備や変更の際に、周辺地域への影響を予測・評価し、対策を検討する調査をいう。